

新型コロナワクチン接種について（第29報）

町民の皆さまへ

柴田町健康推進課

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について（予定）

令和6年4月1日以降の新型コロナワクチン接種は、予防接種上の特例臨時接種から季節性インフルエンザと同様のB類疾病の定期接種に位置付けられ、以下のとおり制度が変更される予定です。（これらの情報は現時点でのものであり、国の方針次第では変更となる場合があります。）詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。

	令和6年3月31日まで (令和5年秋開始接種)	令和6年4月1日から（予定）
接種の分類	特例臨時接種	B類疾病の定期接種（季節性インフルエンザと同様）
対象者	生後6か月以上の方	<定期接種の対象者> 1. 65歳以上の方 2. 60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の障害で日常生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害で日常生活がほとんど不可能な方 （季節性インフルエンザの定期接種と同様）
接種期間と回数	令和5年9月20日から 令和6年3月31日の間に 1回（追加接種の場合）	年1回（秋冬接種を想定）
費用	自己負担なし	原則、自己負担あり。負担額は未定。
使用ワクチン	オミクロン株 XBB.1.5 対応 1価ワクチン	未定（引き続き国で検討）
接種場所	原則として住民票のある市町村だが住所地外でも可	原則として住民票がある市町村の医療機関（町内の実施医療機関については、決まり次第お知らせします。）

【任意接種について】定期接種の対象者の要件に当てはまらない方が接種を希望する場合は、任意接種として接種を受けることになります。接種費用は原則として全額自己負担です。具体的な金額や使用するワクチンの種類、実施時期等は未定です。

[令和6年4月1日から]

新型コロナの相談等に関して下記のとおり変更となります。

柴田町新型コロナワクチン相談窓口	0224-55-2160（健康推進課保健予防第二班） 平日8:30～17:15（土日・祝日を除く）
宮城県受診相談センター 宮城県ワクチン副反応相談センター	終了
厚生労働省新型コロナウィルス感染症電話相談窓口	0120-565-653 9時～21時（平日、土日・祝日）
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-700-624 9時～21時（平日、土日・祝日）

※柴田町ワクチン予約サイト（<http://jump.mrso.jp/043231/>）は、終了します。